

盛土による災害防止に向けた総点検について

1. 概要

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国は近年形成された全国の盛土について、土地利用規制等に係る各種法令*に基づき災害防止のための総点検を行うこととし、令和3年8月11日に農林水産省、国土交通省及び環境省の7部局長から都道府県に点検を依頼している。

※宅地造成等規制法、都市計画法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等

2. 盛土点検の対象

土砂災害をもたらすおそれのある地域内にある近年*形成された盛土のうち、災害の危険性の有無について、土地利用規制に係る区域ごとに優先的に点検すべきとするもの。

※概ね2000年以降で把握可能なもの

I. 盛土の把握

- ①各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ②盛土可能性箇所データ*から推定される盛土
- ③住民からの通報等から把握した盛土 等

※国土地理院が作成した地形改変前後のGISデータ

II. 重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ①土砂災害警戒区域（土石流、地滑り、急傾斜）
- ②山地災害危険地区（崩壊土砂流出、地滑り、山腹崩壊）
- ③大規模盛土造成地（3,000 m²以上等）



IとII①②を重ね合わせた箇所及びII③を重点的に点検

3. 点検の方法

点検の対象となる盛土のうち、法令等に基づく許可・届出等の内容と現地の状況に関し、書類による確認及び現地での確認を行う。

4. 今後の対応

点検の結果は、宮城県を經由して11月末に国へ報告する。